



◆ 総務文教委員会 ◆

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件について

平成21年度広陵町一般会計補正予算(第6号)

**結果** 質疑もなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

◆ 厚生建設委員会 ◆

広陵町国民健康保険条例の一部を改正する件について

**問** 条例の改正に関する地方税法の改正内容について

**答** 平成21年1月1日以降に支払いを受ける上場株式会社等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることや申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算及び繰越控除を行うことが可能となったことについて、条例の改正をするものです。

**結果** 全員一致で可決すべきものと決しました。

広陵町介護保険条例の一部を改正する件について

広陵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について

町道の路線認定について

国保中央病院組合規約の変更について

**結果** 質疑もなく、全員一致で可決・認定すべきものと決しました。

**意見書 奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書**

本年10月、県は地域医療再生計画案を発表し、県立医科大学を関西学術研究都市高山第2工区への移転を発表し、付属病院と切り離す方針を示されたのである。

移転構想によると「同じ敷地にある附属病院を高度医療拠点病院として機能充実を図るため、教育部門を移転させることが必要」とし、更に、9月の奈良県議会予算特別委員会では「現在の附属病院は、敷地が狭隘で改築しようにも、手狭な敷地の中に多くの建物が建っており、改築のしようがない、建て替えるにも建て替えの場所を選んで順番に行わなければならない。しかし、中南和の医療拠点として病院機能を強化しなければならないとし、医大を移転することにより、立地条件が良くなり、そこにいろいろなレイアウトが可能である」と答弁されているが、果たしてそうであろうか。

医科大学と附属病院が分離することにより、より高度な医療研究や臨床技術が置き去りにされ、今まで以上の医療レベルが維持されるのか疑問視せざるを得ないし、増改築についても土地の有効活用の観点から高層化への考えもあるのではないか。

附属病院は、中南和地域にとっては高度医療、救命・救

急医療の拠点として、また、各病院間の連結を図る中核として最善の医療を提供するための重要な役割を担う病院として、地域住民にとって必要不可欠な施設である。

そのためにも、医科大学との併設が最善の策であるが、将来的にも附属病院の整備・拡充のため、やむなく医大を分離せざるを得なくなったとしても、遠隔地への移転には地域住民の総意として前述した理由により、関西学術研究都市高山第2工区への移転には賛成することはできない。

仮に、附属病院の整備・拡充のため、移転を余儀なくされたとしても、現附属病院の近隣の中南和地域にも候補地があり、検討の余地があるのではないか。

よって、県におかれては奈良県立医科大学移転計画を見直し、現行の医療体制を更に充実させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

広陵町議会

奈良県知事 荒井正吾様

**意見書 学費負担を軽減し、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすことを求める意見書**

雇用と景気の急速な悪化のもとで、「世界一高い学費」が、高校生や大学生、その家庭に重くのしかかっている。高校入学から大学卒業までにかかる費用は1人平均1千万円を超え、大学生のいる世帯の平均教育費は年収の34%に達している。現在、都道府県が独自の基準で高校授業料の減免を実施しているが、減免対象の基準は都道府県によりばらつきがあり、大学生が利用できる奨学金制度も返済が必要で有利子のものが大半という実態である。

憲法は、国民に「等しく教育を受ける権利」(第26条)を保障し、教育基本法は、第4条で「すべての国民は経済的地位によって、教育上差別されない」と明記している。国際人権規約は、「高校や大学の教育を段階的に無償にする」と定めており、欧米のほとんどの国では高校の学費はなく、大学も多くの国で学費を徴収していない。

誰もがお金の心配なしに教育を受けられる条件を整えることは、国の責任である。それは、若者に安心と希望をもたらし、日本の未来を支える安定した基盤となる。

よって、国におかれては、高校教育、大学教育等の無償化をめざすとともに、当面、経済的理由で学業をあきらめる若者をこれ以上出さないために、次の対策を講じるよう強く要望する。

- 1 政権公約を速やかに実行して直接助成による公立高校を実質無料化し、私立高校の学費負担を軽減すること。
- 2 大学生を対象とした国の奨学金を、以前のようにすべて無利子にするとともに、イギリスのように一定の収入(年300万円)に達するまで返済猶予すること。欧米で主流である返済なしの「給付制奨学金制度」を創設すること。
- 3 「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約への留保を撤回し、大学の学費を計画的に引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様  
 財務大臣 藤井裕久様  
 総務大臣 原口一博様  
 文部科学大臣 川端達夫様